

公告 第549号

組合規程の一部変更について

平成26年3月28日付 SCSK 健発第950号及び第952号をもって、以下の規程を一部変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添、新旧対照表のとおり公告する。

平成26年4月1日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

- 一部変更する規程(新旧対照表)
- 一部負担還元金支給手続規程
- 高額療養費支給手続規程

以上

「一部負担還元金支給手続規程」

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
(目的) 第 1 条 この規程は<u>規約第 55 条に基づき</u>一部負担還元金の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第 2 条 一部負担還元金は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書、<u>または事業主医療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について</u>は、<u>当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、また療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。</u> 「 略 」 (支給方法) 第 4 条 一部負担還元金の支給は<u>銀行振込または、現金送金により</u>支給する。 附則 この規程の改正は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。	(目的) 第 1 条 この規程は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 3 2 年法律第 4 2 号）附則第 7 条の規定に基づき、一部負担還元金の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第 2 条 一部負担還元金は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかるものについては当該明細書又は、療養費支給申請書にかかるものについては当該申請書を当組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。 「 略 」 (支給方法) 第 4 条 一部負担還元金の支給は保険給付金受領責任者口座へ振替により支給する。

「高額療養費支給手続規程」

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
(目的) 第 1 条 この規程は施行規則第 1 0 9 条に基づき高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第 2 条 <u>高額療養費は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、また療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなす。</u> (支給時期) 第 3 条 高額療養費は、<u>毎月 1 回</u>支給する。 (支給方法) 第 4 条 <u>高額療養費の支給は銀行振込または、現金送金により支給する。</u> 附則 この規程の改正は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。	(目的) 第 1 条 この規程は施行規則第 69 条に基づき、高額療養費の支給手続を行なうに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第 2 条 高額療養費並びに家族高額療養費は社会保健診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは、調剤報酬明細書を当組合で受領したときに、被保険者より請求があったものとみなす。 (支給時期) 第 3 条 高額療養費並びに家族高額療養費は毎月 1 回月末に支給する。 (支給方法) 第 4 条 高額療養費並びに家族高額療養費の支給は保健給付金受領責任者口座へ振替により支給する。